

(設置)

第一条 中央大学（以下「本大学」という。）の研究力を向上させ、新たな知の創造と成果の還元により社会に貢献するため、研究戦略会議を設置する。

(任務)

第二条 研究戦略会議は、研究に関する全学的な基本方針及び重要事項を審議決定することを主たる任務とする。

(構成)

第三条 研究戦略会議は、次の各号に掲げる者で構成する。

- 一 学長
- 二 常任理事の互選による者 一人
- 三 学部長及び専門職大学院研究科長から互選した者 三人
- 四 大学院研究科委員長から互選した者 三人
- 五 研究推進支援本部長
- 六 研究開発機構長
- 七 日本比較法研究所長
- 八 経済研究所長
- 九 社会科学研究所長
- 十 企業研究所長
- 十一 人文科学研究所長
- 十二 保健体育研究所長
- 十三 理工学研究所長
- 十四 政策文化総合研究所長
- 十五 総合企画本部長
- 十六 本大学専任教員のうちから、学長が指名した者 若干人

- 2 研究戦略会議は、学長が招集し、その議長となる。
- 3 研究戦略会議に副議長一人を置き、第一項第三号に定める者から、学長が指名する。
- 4 議長に事故あるときは、副議長が議長の職務を行う。
- 5 研究戦略会議は、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(幹事)

第四条 研究戦略会議に幹事を置く。

2 幹事は、研究推進支援本部所属の研究企画委員、学事部長、研究支援室事務長、研究所合同事務室事務長、保健体育研究所事務室長、日本比較法研究所事務室長及び学事部研究助成課長をもって充てる。

3 幹事は、会議において意見を述べることができる。

(定足数)

第五条 研究戦略会議は、構成員の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。

(審議事項)

第六条 研究戦略会議は、次の各号に定める事項について審議決定する。

- 一 本大学の研究推進に係る基本方針
- 二 本大学の研究推進に係る学外組織との協定・連携に関する基本方針
- 三 本大学の研究推進に係る外部資金導入に関する基本方針
- 四 本大学の研究推進に係る学内研究予算に関する基本方針
- 五 本大学の研究推進に係る支援体制に関する基本方針
- 六 本大学として構築する研究拠点の申請に関する事項
- 七 本大学として整備する研究装置及び設備等に関する事項
- 八 その他本大学の研究推進に係る全学的な重要事項

(情報収集・調査・検討)

第七条 研究戦略会議は、審議決定すべき事項に必要な情報の収集、調査及び検討を、研究推進支援本部、各研究所又は研究開発機構に行わせることができる。

(事務の所管)

第八条 研究戦略会議の事務は、研究支援室が所管する。

(規程の改正)

第九条 本規程の改正は、研究戦略会議の議を経なければならない。

(細則)

第十条 この規程の実施のため必要な細目は、別に定める。

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。